

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和57年11月11日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和57年10月の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和57年10月28日から同年12月1日まで  
② 昭和59年11月16日から同年12月16日まで

A社に昭和57年11月末日まで勤務したにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、記録を訂正してもらいたい。

また、B社の給与明細書で昭和59年11月分の厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、記録を訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和57年10月28日から同年11月10日までの期間について、雇用保険の加入記録及び申立人の所持する「給与所得の源泉徴収票」により、申立人はA社において、継続して勤務していたことが認められる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和57年10月28日）以降の昭和57年12月2日付けで、申立人が当該事業所において同年10月28日に資格喪失した旨の処理が行われたことが確認できる上、申立期間①当時の元事業主を含む取締役3人については、同年12月7日付けで1年以上遡って資格喪失した旨の処理が行われたことが確認できる。

さらに、申立人と同様に昭和57年12月2日付けで同年10月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が行われている21人のうち

の8人について雇用保険の加入記録を調査したところ、離職日は申立人と同様に同年11月10日であることが確認できる。

加えて、当該事業所の商業登記簿謄本によると、当該事業所は上記の適用事業所でなくなった日以降においても法人事業所であることが確認できる上、複数の元同僚の証言により、常時、従業員が勤務していたことが認められ、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について昭和57年10月28日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、喪失処理に係る当該記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険における離職日の翌日である同年11月11日であると認められる。

なお、昭和57年10月の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た記録から、18万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和57年11月11日から同年12月1日までの期間について、雇用保険に加入した記録は無く、公共職業安定所は、申立人の当該事業所を退職した後の雇用保険の求職申込年月日は同年11月20日であり、第1回の基本手当支給日である同年12月2日には同年11月27日から同年12月1日までの基本手当を受給している旨回答している。

また、元事業主及び元事務担当者に照会したところ、回答を得ることができず、複数の元同僚も申立人がいつまで勤務していたか覚えていない。

さらに、申立人は、昭和57年11月分以降の給与は支払われていないとしており、給与明細書も所持していない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①のうち、昭和57年11月11日から同年12月1日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人が所持するB社の給与明細書により、厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和59年2月分から、退職した同年11月分までの10か月間にわたり厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、申立人の離職日は昭和59年11月16日とされているところ、上記のとおり申立人は同年11月分までの給与明細書を所持しており、当該事業所の賃金締め日は15日であったことに加え、申立人自身も年金記録の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和59年11月16日）は間違っていないと供述していることから、正しい離職日は同年11月15日と考えられる。

また、厚生年金保険法第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 59 年 11 月 16 日であり、申立人の主張する同年 11 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立人の申立期間②に係る勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和 59 年 11 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるが、申立期間②において当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成20年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間②のうち、平成20年9月から21年8月までの期間について、その主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の当該事業所における標準報酬月額に係る記録を20年9月から21年2月までの期間は24万円、同年3月から同年8月までの期間は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立人は、申立期間②のうち平成22年3月から同年8月までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月及び同年5月は標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支給されていたと認められることから、申立人の当該事業所における当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年8月1日から同年9月13日まで  
② 平成20年9月13日から22年9月1日まで

A社における平成20年8月分の給料支払明細書では厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録では厚生年金保険の被保険者期間が同年9月13日からとなっており、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。また、申立期間②については、ね

んきん定期便に記載されている保険料額と給料支払明細書の厚生年金保険料控除額が一致していないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が所持している給料支払明細書及び事業主の証言等から判断すると、申立人がA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書に記載された厚生年金保険料の控除額から、24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得年月日が平成20年9月13日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間②のうち、平成20年9月13日から22年3月1日までの期間については、本件申立日（平成24年4月16日）において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年3月1日から同年9月1日までの期間については、保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

また、申立期間②について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、当該期間のうち平成20年9月13日から22年3月1日までの期間については、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれの見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断すること

となる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された申立期間の給料支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成 20 年 9 月から 21 年 2 月までの期間は 24 万円、同年 3 月から同年 8 月までの期間は 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち、上記訂正後の標準報酬月額に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書等により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②のうち、平成 22 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると同年 3 月から同年 7 月までは 16 万円、同年 8 月は 12 万 6,000 円と記録されている。しかし、申立人が所持する給料支払明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 21 年 4 月及び同年 5 月（同年 6 月については、報酬支払基礎日数が 17 日以上とは認められないため、算入されない。）は標準報酬月額 22 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支給されていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における平成 22 年 3 月から同年 8 月までの期間に係る標準報酬月額を 22 万円に訂正することが必要である。

- 4 一方、申立期間②のうち、平成 21 年 11 月については、申立人は当該期間に係る給料支払明細書等を所持しておらず、報酬月額を確認することができない。

また、申立期間のうち、平成 21 年 9 月及び同年 10 月、同年 12 月から 22 年 2 月までの期間については、申立人が所持している給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 栃木厚生年金 事案 1881 (事案 1736 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 34 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が 1 万 2,000 円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 3 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで  
年金事務所の記録によると、私の生年月日は、昭和 43 年に訂正されるまで約 20 年間誤ったまま大正 13 年\*月\*日と記録されていた。標準報酬月額についても、申立期間当時は子供がいたので年金記録よりも給料は高かったと記憶しており、生年月日と同様に誤って記録されていたと思うので正しい記録に訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 43 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、A 社が保管する給与台帳により、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与を得ていたことは確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えない額又は同額であることが確認できること等から、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 9 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「年金事務所の記録によると、私の生年月日は、A 社における厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和 23 年 3 月 1 日）から約 20 年後の昭和 43 年 2 月に訂正されている。その間、標準報酬月額についても同様に誤って記録されていたと思われる。」と主張し、当初の申立期間を昭和 23 年 3 月 1 日から 43 年 10 月 1 日までに変更し再申立てを行っている。

申立期間のうち昭和 34 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額について、オンライン記録では 1 万円と記録されているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の標準報酬等級



は、同年8月付けで「9」（標準報酬月額が1万2,000円に相当する。）と記載されている。

また、当該名簿により、昭和34年8月付けで標準報酬月額が改定されたことが確認できるほかの同僚については、当該名簿に記載されている標準報酬等級に相当する標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額は一致する。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は1万2,000円であったと認められることから、申立人の昭和34年8月及び同年9月に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和43年6月1日から同年10月1日までの期間について、申立人から新たな資料の提出は得られず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和23年3月1日から34年8月1日までの期間及び同年10月1日から43年6月1日までの期間について、申立人は「記録されている標準報酬月額は、当時の給与額と大きく違っている。」と申し立てている。

しかしながら、当該期間のうち、昭和23年3月から同年7月までの期間及び42年10月から43年5月までの期間について、オンライン記録によると、申立人に係る標準報酬月額は、上限（最高等級）で記録されていることから、標準報酬月額の記録訂正をすることはできない。

また、上記を除く期間について、事業主は「当時の資料は処分している。」と回答している上、複数の元同僚からも、当時の状況について明確な回答は得られなかった。

このほか、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を平成7年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月31日から7年1月1日まで

私は、昭和46年4月1日にA社に入社以来、平成21年9月30日に退職するまで休職等することなく継続して勤務していた。途中、転勤や社名の変更等はあったが、1か月間厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているのは納得がいかない。調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与支給明細書、C社から提出された申立人に係る課員名簿、A厚生年金基金におけるA厚生年金基金加入員資格喪失届及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（平成7年1月1日にA社B工場から同本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における平成6年11月のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主が平成7年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを6年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の

告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月頃から 45 年 5 月頃まで  
知人の紹介でA社に勤務した。その知人には当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録があるが私には記録がないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間において、A社に勤務していたことが推認できるものの、当該期間において健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号には欠番がなく、申立人の氏名は見当たらない上、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、当該事業所の社会保険事務担当者であった同僚は、「3か月から6か月ぐらいの試用期間があり、その後本人の希望により厚生年金保険に加入させていた。」としている。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は他界していることから、申立期間当時の状況を聴取することができない上、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。